一般社団法人システム制御情報学会　定款

第１章　総　則

(名称)

第１条　この法人は、一般社団法人システム制御情報学会と称する。英文では、The Institute of Systems, Control and Information Engineers と表示し、略称として ISCIE を使用する。

(事務所)

第２条　この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第２章　目的及び事業

(目的)

第３条　この法人は、システム、制御及びこれらにかかわる情報等に関する学術ならびに技術の進歩発達をはかり、もって人類社会の発展と安寧及び福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第４条　この法人は、本邦及び海外においてこの目的を達するため、次の事業を行う。

(1) 調査および研究

(2) 講演会の開催

(3) 研究集会、見学会および講習会等の開催

(4) 会誌および論文誌その他の図書印刷物等の刊行

(5) 技術指導および現場における技術者の養成

(6) 関係諸団体との連絡および協調

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第５条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、支部、委員会、分科会などを設置することができる。

第３章　会　員

（会員の種類）

第６条　この法人に次の種類の会員をおく。

(1) 名誉会員　この法人の目的達成に関して功績顕著なもの、または多大な貢献をしたものであって、理事会で推薦され、総会の議決を経たもの

(2) 事業維持会員　この法人の目的を賛助する団体

(3) 正会員　この法人の目的に関する学識経験または関心を有するもの

(4) 学生会員　当法人の目的に関心を有する学生

(5) 図書会員　当法人の目的に賛同し、大学等の図書室等を通じて、当法人の活動内容を広く広報しようとするもの

２　この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第１１条第１項第５号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、名誉会員、正会員、及び事業維持会員から選出される６０名以上１００名以内の代議員をもって社員とする。

３　代議員を選出するため、名誉会員及び正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙の管理は、別に定める選挙管理委員会が行う。

４ 代議員は、名誉会員、正会員、及び事業維持会員の中から選ばれることを要する。名誉会員、正会員および事業維持会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

５ 第３項の代議員選挙において、名誉会員及び正会員は他の名誉会員及び正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

６ 第３項の代議員選挙は、１年に１度、３月に実施することとし、代議員の任期は、選任の１年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法第２６６条第１項、第２６７条、第２６８条、第２７８ 条、第２８４条）を提起している場合（法第２７８条第１項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法第６３条及び第７０条）並びに定款変更（法第１４６条）についての議決権を有しないこととする。）。

７ 代議員が欠けた場合、補欠の代議員は選任しない。

８ 会員は、法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法第１４条第２項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法第３２条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法第５７条第４項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法第５０条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法第５２条第５項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 法第１２９条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法第２２９条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法第２４６条第３項、第２５０条第３項及び第２５６条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第７条　この法人の会員になろうとする者は、定款第３条の目的に賛同し、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第８条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員の種別に従い、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第９条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第８条の支払義務を１年分以上履行しなかったとき。

(2) 当該会員以外の総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　総　会

(構成)

第12条 総会は、社員をもって構成する。

２ 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

⑵ 理事及び監事の選任及び解任

⑶ 理事及び監事の報酬等の額

⑷ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

⑸ 定款の変更

⑹ 事業の全部又は一部の譲渡

⑺ 解散及び残余財産の処分

⑻ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２ 総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

⑴ 会員の除名

⑵ 監事の解任

⑶ 定款の変更

⑷ 解散

⑸ その他法令で定められた事項

３　やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前２項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事の中から選定された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役　員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 １６名以上２８名以内

(2) 監事 ２名以内

２ 理事のうち１名を会長、３名を副会長とする。

３ 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２ 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長がその業務執行に支障があると理事会が判断した場合は、会長の業務執行を代行する。

４ 会長及び副会長は、各事業年度ごとに４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２ 会長の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

３ 監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

４ 理事又は監事については、再任を妨げない。

５ 理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員の責任とその一部免責)

第 27 条 この法人は、法令の要件を満たした場合には、役員がその任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議により免除できる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

２ 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長とする。

２ 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は年一期とし、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第８章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属等)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章　事務局その他

第 42 条 この法人に事務局を置き、職員の選任は会長が行う。

２ 事務局の組織、内部管理に必要な規定その他については、理事会が定める。

第 11 章　附　則

(最初の事業年度)

第 43 条　当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成２８年３月３１日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 44 条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

西田 正吾　（住所略）
仲谷 善雄　（住所略）
玉置 久　（住所略）
飯國 洋二　（住所略）
椹木 哲夫　（住所略）
小島 史男　（住所略）

(定款に定めのない事項)

第 45 条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

2015 年 5 月 21 日　設立総会にて承認
2015 年 9 月 1 日　移行登記により施行
2016 年 5 月 26 日　定時総会にて一部変更承認